

# 山口県報

平成24年  
5月18日  
(金曜日)

## 目次

規則	1
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)	1
告示	1
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課)	2
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	6
救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室)	8
救急病院の認定(地域医療推進室)	8
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)	8
保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)	8
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)	0
公告	0
土地改良区役員の届出(農村整備課)	0
宇部都市計画道路事業の事業計画の変更(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	1
教委公告	1
平成二十五年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施	1
選管告示	1
政治団体の名称等	9
政治団体の異動事項	9
解散等に係る政治団体の名称等	9
資金管理団体の名称等	0
資金管理団体の異動事項	0
雑報	0

県報の正誤(平成二十四年四月十三日山口県選挙管理委員会告示第二十号ほか一件)……………二〇



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月十八日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第三十四号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号レ中、「口又は二」を「から八まで又は水」に改め、同号中レをツとし、タをソとし、同号ヨ中「特定事業場」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定事業場」を、「特定施設」の下に「有害物質貯蔵指定施設」を加え、同号中ヨをレとし、ルから力までをワからタまでとし、同号又中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、同号又を同号ヲとし、同号リ中「八」を「二」に改め、同号リを同号ルとし、同号チ中「八」を「二」に、「若しくは同条第二項第一号」を、「同条第二項第一号若しくは第二号若しくは同条第三項第一号」に改め、「特定施設」の下に「若しくは有害物質貯蔵指定施設」を加え、同号中チを又とし、トをリとし、同号へ中「口又は二」を「又は水」に改め、同号中へをチとし、チの前に次のように加える。

ト 法第八条第二項の規定に基づき、イ、ハ又は水の届出をした者に対し、計画の変更又は廃止を命ずること。

第三十一条第一項第二号水中「第八条」を「第八条第一項」に、「二」を「ホ」に改め、同号ホを同号へとし、同号二中「八」を「二」に、「第八号まで又は」を「第九号まで、」に改め、「同条第二項第四号から第八号まで」の下に「又は同条第三項第三号から第六号まで」を加え、同号二を同号ホとし、同号八中「又は」を「若しくは」に改め、「浸透させるもの」の下に「又は一の施設が有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設となつた際現にその施設を設置している者」を、「からの特定施設」の下に「又は有害物質貯蔵指定施設」を加え、同号中八を二とし、口の次に次のように加える。

八 法第五条第三項の規定による工場若しくは事業場において有害物質使用特定施

設を設置しようとする者又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者からの有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設設置の届出を受けること。

附 則

この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。



山口県告示第二百七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年五月十八日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 岩国市
- 住 所 岩国市今津町一丁目一四番五一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 岩国市周東食肉センター
- 所在地 岩国市周東町用田三三三番地の三
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (頭/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
六九	三〇	平成二四、 一〇、一	平成二六、 三、三二	平成二六、 四、一
備考		「六九」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十九号のと畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設をいう。	間 隔 一 日 当 時 六 時 間	連 続 六 時 間 変 動 な し

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
六九	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
六	八・六	九五〇	一、六〇〇	一八〇
五・八	五・八	一、〇〇〇	一、八〇〇	二二五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
活性汚泥処理施設	鉄筋コンクリート	二四〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既設)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
活性汚泥処理施設	処理前	六	九五〇	一、六〇〇	一八〇
	処理後	七	九	一三	二二五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口の種別	排水水の汚染状態の値			排水水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	
七	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	一八〇
八・六	八・六	九	一三	一〇	二二五

山口県告示第二八八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年五月十八日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧



No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・五	七	通 常 最 大	通 常 最 大	七、六〇〇
九、六	九、五	九、六	九、五	三、七、六〇〇
五	一九・八	三〇	三三	六、九、八三五
八	二〇	八	二〇	六、九、八八五
〇・七	二四	〇・七	二四	
五	三八	五	三八	
〇・一五	〇・七	〇・一五	〇・七	
〇・四	一・九	〇・四	一・九	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

最終中和槽	排水処理施設		中和処理施設		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理後	処理前	処理後	処理前			通 常 最 大	通 常 最 大	
処理後	九、五	七	九、五	七	汚 水	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	二、八七六	
処理前	九、五	七	九、五	七	汚 水	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	二、九五〇	
処理後	九、五	七	九、五	七	汚 水	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)		
処理前	九、五	七	九、五	七	汚 水	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)		
処理後	九、五	七	九、五	七	汚 水	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)		
処理前	九、五	七	九、五	七	汚 水	リン (mg/l)			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

最終中和槽	排水処理施設	中和処理施設	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
"	"	製鉄筋コンクリート	種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
七四、〇〇〇	"	三、四〇〇	中 和	中 和	中 和	連 続	二 四 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 否	概 季 節 的 変 動 の 要 否	(既)		(設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

山口県告示第百二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年五月十八日から同年六月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東ソー株式会社南陽事業所

所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設、遠心分離機、静置分離器及び廃ガス洗浄施設、同表第三十四号の合成ゴム製造業の用に供する脱水施設及び水洗施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する洗浄施設、分離施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設、同表第六十三号の三の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	
"	"	"	八	九、六	二、九四〇、五〇八
"	"	"	三	五	二、九三六、一〇八
"	"	"	六	一〇	"
"	"	"	一	二〇	二、四〇〇、四〇〇
"	"	"	〇・九	一・三	二、四〇〇、四〇〇
"	"	"	一・二	二・二	"
"	"	"	〇・一	〇・二	"
"	"	"	〇・二	〇・二	二、九四〇、五〇八
"	"	"	〇・二	〇・二	二、九四〇、五〇八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

総合排水処理施設	処理後		処理前		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一日 当た りの 量 (m <sup>3</sup> )				
	変更後	変更前	変更後	変更前								
	"	"	"	八					九、六	水素イオン濃度 (水素指数)	二、九四〇、五〇八	二、九四〇、五〇八
	"	"	"	三					五	化学的酸素要求量 (mg/l)	二、九三六、一〇八	二、九三六、一〇八
"	"	"	六	一〇	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇					
"	"	"	一	二〇	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇					
"	"	"	〇・九	一・三	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇					
"	"	"	一・二	二・二	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇					
"	"	"	〇・一	〇・二	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇					
"	"	"	〇・二	〇・二	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇					

二 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	七四		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一日 当た りの 量 (m <sup>3</sup> )
	変更後	変更前				
"	"	八	水素イオン濃度 (水素指数)	二、九四〇、五〇八	二、九四〇、五〇八	
"	"	九、六	化学的酸素要求量 (mg/l)	二、九三六、一〇八	二、九三六、一〇八	
"	"	三	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	
"	"	五	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	
"	"	一〇	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	
"	"	二〇	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	
"	"	一・三	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	
"	"	二・二	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	
"	"	〇・一	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	
"	"	〇・二	浮遊物質 (mg/l)	二、四〇〇、四〇〇	二、四〇〇、四〇〇	

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量





- 三 所在場所における定期検査の期間  
平成二十四年十月一日から同年十二月十四日まで
- 四 指定定期検査機関の名称  
一般社団法人山口県計量協会

**山口県告示第二百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十四年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
下関市豊北町大字神田上字岩戸八九七二の一（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
魚つき
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第二百二十四号**

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第一百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十年山口県告示第二百九号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十四年四月二十一日限り消滅した。

平成二十四年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

三隅町加入区



（二二五）土地改良区の役員の名及び住所の届出  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十四年五月十八日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員		二 退任した役員	
土地改良区	土地改良区の名	土地改良区の名	土地改良区の名
阿武郡阿武町福賀土地改良区	阿武郡阿武町福賀土地改良区	阿武郡阿武町福賀土地改良区	阿武郡阿武町福賀土地改良区
理事の別	理事の別	理事の別	理事の別
氏名	氏名	氏名	氏名
住	住	住	住
所	所	所	所
藤村 俊典	藤村 俊典	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田下二三四五の三	阿武郡阿武町大字福田下二三四五の三	阿武郡阿武町大字福田下三三四	阿武郡阿武町大字福田下三三四
中野 孝	中野 孝	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
長嶋 司	長嶋 司	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
岡 幸博	岡 幸博	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田上一七三三の	阿武郡阿武町大字福田上一七三三の	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
高村 武男	高村 武男	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田下二四三二の	阿武郡阿武町大字福田下二四三二の	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
大田 誠	大田 誠	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田上三〇二	阿武郡阿武町大字福田上三〇二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
和田 憲嗣	和田 憲嗣	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田上三〇二	阿武郡阿武町大字福田上三〇二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
木村 誠	木村 誠	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田上三〇二	阿武郡阿武町大字福田上三〇二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
竹内 英人	竹内 英人	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田下二九八四	阿武郡阿武町大字福田下二九八四	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
上村 照男	上村 照男	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二
中野 稔朗	中野 稔朗	中野 靖	中野 靖
阿武郡阿武町大字福田下三三四	阿武郡阿武町大字福田下三三四	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二	阿武郡阿武町大字福田下二二二の二





格者(第一次試験を受験した者に限る。)のうち総合成績がA又はBであるもの(平成二十四年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。以下「特例志願者A」という。)

2 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状(情報の志願者にあつては、情報の普通免許状及び国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、音楽、美術、外国語(英語)又は家庭の普通免許状。以下同じ。)を有する者又は平成二十五年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者

4 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十五年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

5 水産(航海系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)に基づき交付された一級海技士(航海)、二級海技士(航海)若しくは三級海技士(航海)に係る海技免許状を有する者又は平成二十五年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者

6 水産(機関系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき交付された一級海技士(機関)、二級海技士(機関)若しくは三級海技士(機関)に係る海技免許状を有する者又は平成二十五年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者

(二) 社会人特別選考

1 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者

2 昭和四十八年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者A

(三) スポーツ・芸術特別選考

1 次のいずれかに該当する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

(1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のス

ポーツの競技会に出場して四位以上に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者(団体が競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)

(2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者

2 昭和四十八年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者A

(四) 理療科教諭特別選考

1 次のいずれかに該当する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

(1) (一)の2に掲げる者

(2) あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゅう師免許証を有し、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として五年以上の実務経験を有する者

2 次のいずれかに該当する者

(1) 昭和三十八年四月二日以降に生まれた者

(2) 特例志願者A

(五) 身体障害者を対象とした選考

1 身体障害者手帳の交付を受けている者

2 職務の遂行について介護を要しない者

3 (一)に掲げる者

四 受付の期間等

平成二十四年五月十八日(金曜日)から同年六月八日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月八日までの消印のあるものに限ります。)

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十四年六月四日以降は、全て速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に提出してください。

なお、(一)から(六)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

- (一) 教員採用志願書
  - (二) 受験票
  - (三) 志願登録票
  - (四) 自己推薦票
  - (五) 社会人、スポーツ・芸術、理療科教諭特別選考志願者申告票
  - (六) 県内の公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において山口県教育委員会が臨時的に任用した教諭、助教諭、養護教諭又は養護助教諭(以下「臨時的任用教員」という。)(又は非常勤講師(非常勤養護教諭を含む。))として、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において通算して二十四月以上の在職期間(ただし、非常勤講師の在職期間は、その在職月数に二分の一を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出した月数(以下「換算在職月数」という。))とし、臨時的任用教員及び非常勤講師の勤務経験を有する者の在職期間は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とする。なお、在職月数の算定に当たっては、月に一日でも在職していれば一月とする。また、同一の月に複数の任用がある場合は、いずれか一の任用のみを対象とする。(を有する者(以下「教職専門免除者B」という。))にあつては、教職専門免除者B申請書並びに学校名、任用期間及び任命権者が明記された人事異動通知書並びに辞職に関する人事異動通知書(任用期間の途中で辞職した者に限る。))並びに戸籍抄本等(人事異動通知書の氏名と志願者の氏名が異なる者に限る。))
  - (七) 現に私立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)(にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書
  - (八) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。))
  - (九) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し
- 六 インターネットを利用する方法による志願手続
- (一) 一般選考の志願者(五の(六)及び(七)に規定する者を除く。)(は、インターネットを利用する方法により志願することができます。
  - (二) 志願の受付の期間  
平成二十四年五月十八日(金曜日)午前九時から同年六月一日(金曜日)午後五時まで

七 志願上の留意点

- (一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。
  - (二) 受験票は、七月上旬に送付します。
  - (三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)(のいずれか一に限りすることができます。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。
- 1 一般選考を志願する場合において、中学校の音楽と特別支援学校中学部の音楽とを併せて志願するとき。
  - 2 一般選考を志願する場合において、中学校の美術と特別支援学校中学部の美術とを併せて志願するとき。
  - 3 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術(音楽)と特別支援学校高等部の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。
  - 4 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術(美術)と特別支援学校高等部の芸術(美術)とを併せて志願するとき。
  - 5 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の保健体育と高等学校の保健体育とを併せて志願するとき。
  - 6 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の音楽と高等学校の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。
  - 7 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の美術と高等学校の芸術(美術)とを併せて志願するとき。
  - (四) 志願書類受付後の選考区分、校種等、教科(科目等)及び試験地の変更は、認めません。
  - (五) 車椅子の使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。
- 八 志願書類の請求
- 志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。同時に一部請求する場合にあつては、六十円分の切手を割増郵送料として追加してください。
- 九 受験資格等の確認に必要な書類の提出
- 次に掲げる書類等を第一次試験の初日(特別志願者A及び現に他の都道府県において一般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選考に相当する選考区分により採用されて国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学







2 第二次試験

試験項目	内容	評価の視点
個人面接等	個人面接及び適性検査	人権意識、倫理観、表現力、創造力、指導力、社会性、積極性、協調性、教育に関する熱意、教員としての適性等
集団面接	模擬授業及び討議	
小論文	小論文	
試験 （体育実技 学校小学校及び特別支援 学校小学校部の志願者）	陸上運動 器械運動 ポール 運動 体づくり運動 水泳	試験の内容のそれぞれの項目について、児童を指導する上で必要な知識及び技能の習得の状況並びに運動に及び児童の指導に関する技能、表現力並びに指導力
実技 音楽実技 （小学校及び特別支援 学校小学校部の志願者）	課題曲のうち当日自ら指定したものに簡単なピアノの伴奏をつけての歌唱及び任意の声楽曲又は任意のピアノ曲その他の器楽曲の歌唱又は演奏	歌唱及び演奏に関する技能、表現力並びに指導力

(一) 評価の方法

各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとのそれぞれの成績の上位から五段階に区分して評価します。

(二) 選考の方法

各試験の項目の評価の結果に基づき、出願時の提出書類等を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。

十三 第一次試験の合格者の発表日等

平成二十四年八月十四日（火曜日）とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。

十四 採用候補者名簿登載予定者の発表日等

- (一) 平成二十四年九月二十七日（木曜日）とし、同日午前九時に採用候補者名簿登載予定者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。
- また、第二次試験の受験者全員に文書で登載予定の有無を通知します。
- (二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B、C及びDの四段階に区分した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b及びcの三段階に区分した試験の項目ごとの評価結果を通知します。

(三) 第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合成績がA又はBであるものに対しては、平成二十六年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験（平成二十五年と同一の選考区分の校種等の教科（科目等）を志願する場合に限る。）を免除します。

(四) 平成二十五年採用候補者名簿に登載された者で大学院へ進学するために採用の延期を申し出たもののうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十七年採用候補者名簿に登載します。

- 1 平成二十七年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 2 平成二十七年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(五) 平成二十五年採用候補者名簿に登載された者で、大学院に在学中であり、引き続き修学するために採用の延期を申し出たもののうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十六年採用候補者名簿に登載します。

- 1 平成二十六年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 2 平成二十六年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(六) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十五年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿に登載しないことがあります。

(七) 採用候補者名簿登載予定者のうち平成二十五年三月三十一日までに三の(一)の2又は4の普通免許状（水産（航海系）の志願者にあつては当該普通免許状及び三の(一)の5の海技免状、水産（機関系）の志願者にあつては当該普通免許状及び三の(一)の6の海技免状。以下同じ。）を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿に登載しません。

(八) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。

(九) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料（義務教育等教員特別手当を含む。）は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

資格	校種	特別支援学校	高等学校	中学校	小学校
博士の学位を有する者	二八二、八三六円	二九六、七一一円	二四八、七七九円	二二二、三六八円	一八五、六五六円
修士の学位を有する者	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円
学士の学位を有する者	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円
短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円	二二二、三六八円

注 給料の月額額は、平成二十四年四月一日現在のものです。

十六 その他

- (一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課（電話〇八三一九三三―四五五〇）に連絡してください。
- (二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
岸本たかお後援会	岸本 隆雄	藤村 浩二	光市中央2丁目7番11号		平成24、4、27
つばた恵子後援会	福本 和正	藤本 博	岩国市由宇町港1丁目6番12号		〃 〃 13
福田けんご後援会	福田 健吾	福田 藤吾	周南市福川3丁目9番34号		〃 〃 23
ますや後援会	榊屋 敬悟	榊屋千壽子	山口市葵1丁目3番23号		〃 〃 〃
吉村弘之後援会	田島 利明	古谷 慎吾	防府市大字浜方922		〃 〃 18

山口県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党薬剤師支部	代表者	若松 輝明	佐村 克己	平成24、4、23
泉ひろき後援会	〃	泉 裕樹	柴田 文典	〃 〃 2
	会計責任者	泉 圭子	末繁 光二	
国弘秀人後援会	〃	上田 幸子	那須 圭子	〃 〃 〃
小坂玲子後援会	〃	田中 和良	浅田 昌弘	〃 〃 〃
	事務所	周南市五月町16番24号	周南市大字榑子浜118号	
島田教明政治経済懇話会	〃	防府市大字田島433	防府市八王子1丁目7番28号	〃 〃 2
市民政党「草の根」	名称	市民政党「草の根」	草の根ネットワーク岩国	〃 〃 25
周防大島まちづくり町民会議	会計責任者	田中由起子	新原 良夫	〃 〃 10
政治連盟山口県佐藤まさひさを支える会	代表者	橋本 尚理	三坂壽太郎	〃 〃 6
	会計責任者	石本 崇	瀧口 尊助	
税理士による平岡秀夫後援会	事務所	〃	山口市尾津町2丁目22番12号	〃 〃 〃
		〃	山手町1丁目10番24号	
二井せきなり後援会	〃	山口市前町8番31号	山口市泉都町7番18号	〃 〃 16

日本薬業政治連盟山口県支部	会計責任者	広兼 守	瀧川 仁士	〃	〃	3
二本健治後援会	代表者	金重 和義	江本 昭光	〃	〃	〃
星出拓也後援会	〃	星出 拓也	北村 啓一	〃	〃	26
山口県医師連盟	〃	小田 悦郎	木下 敬介	〃	〃	6
山口県商工政治連盟	会計責任者	河村 康明	杉山 知行	〃	〃	3
山口県日本共産党後援会	代表者	藤村 利夫	原田 欣知	〃	〃	5
山口県藤井基之葉剤師後援会	〃	福江 俊喜	井町 幸雄	〃	〃	23
山口県薬剤師連盟	〃	若松 輝明	佐村 克己	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
民主党山口県第3区総支部	藤谷 光信	三浦 涉	宇部市北琴芝2丁目17番30号	平成24年4月18日
周防大島まちづくり町民会議	田中 豊文	田中由起子	大島郡周防大島町大字東安下庄139の3	〃 〃 7
せき伸久後援会	関 伸久	関 幸弘	萩市大字椿東2399の1	平成23年12月31日
福田けんご後援会	福田 健吾	福田 藤吾	周南市かせ河原町7番25号	平成22年3月31日

山口県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考(届出年月日)
		名	称			
星出 拓也	山口県議会議員	星出拓也後援会	山口県議会議員	柳井市新市沖5番20号	星出 拓也	平成24年4月26日

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年五月十八日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

資金管理団体の届出事項を異動させた者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項の種類	異動の内容及内容		備考(届出年月日)
				新	旧	
島田 教明	山口県議会議員	島田教明政治経済懇話会	公職の種類	山口県議会議員	防府市長 防府市八丁字 島433番28号	平成24年4月2日



正 報

平成二十四年四月十三日山口県選挙管理委員会告示第二十号（政治団体の名称等）

ページ	段	箇所	報	正
-----	---	----	---	---

平成二十四年四月十七日山口県告示第百八十号（保安林予定森林）

二	ページ
上	段
左から 七	行
の 関 係 書 類	誤
類 は、 省 略 し、 そ の 関 面 及 び 関 係 書	正

八
上
表 中
〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃

平成二十四年五月十八日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁